

おおあめ ひが い こま ひと たす
大雨の被害で困っている人を助けます

ねん がつ にち おおあめ ひが い こま ひと たす せいど
2018年7月5日からの大雨の被害で困っている人を助けるために、いろいろな制度が
あります。主なものは以下の1～12のとおりです。

にほんご はな き ひと つぎ くやくしょ くせいちょうせいか ちやくせつと あ
日本語の話す・聞くができる人は、次の区役所の区政調整課へ直接問い合わせてください。

ひがしくやくしょ
東区役所 082-568-7703

みなみくやくしょ
南区役所 082-250-8933

あさきたくやくしょ
安佐北区役所 082-819-3903

あきくやくしょ
安芸区役所 082-821-4903

つうやく ひつよう ひと せいかつそうだん と あ
通訳が必要な人は、生活相談コーナーへ問い合わせてください。

でんわ
電話 082-241-5010

Fax 082-242-7452

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

そうだんじかん げつようび きんようび しゅくじつ がつ にち のぞ
相談時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日・8月6日を除く)

1 罹災証明書に関すること

さいがい たてもの こわ しょうめい しよるい りさいしょうめいしょ むりよう つく
災害で建物などが壊れたことを証明する書類（罹災証明書）を、無料で作ってわた
します。

2 お見舞いのお金

いえ こわ ひと たい みま かね
家が壊れた人などに対して、お見舞いのお金をわたします。

3 お金を借りる相談

さいがい ひと いえ こわ ひと かね か そうだん
災害でけがをした人、家が壊れた人は、お金を借りる相談ができます。

4 大雨の被害が原因で生活が苦しくなった場合は相談ができます。

5 住むところについて

さいがい こわ いえ たてもの しゅうり かくくやくしょ けんちくか ひろしましやくしょ けんちく
災害で壊れた家や建物の修理などについて、各区役所の建築課と広島市役所の建築
指導課で相談ができます。

- 6 災害で出たゴミの処理方法
住んでいる近くの環境事業所へ問い合わせてください。

環境事業所

名称	所在地	TEL	FAX
広島市中環境事業所	中区南吉島 1-5-1	082-241-0779	082-241-1407
広島市南環境事業所	南区東雲 3-17-2	082-286-9790	082-286-9791
広島市西環境事業所	西区商工センター 7-7-1	082-277-6404	082-277-6406
広島市安佐南環境事業所	安佐南区伴北 4-4013-1	082-848-3320	082-848-4411
広島市安佐北環境事業所	安佐北区可部町大字中島 1471-8	082-814-7884	082-814-7894
広島市安芸環境事業所	安芸区矢野新町 2-3-18	082-884-0322	082-884-0324
広島市佐伯環境事業所	佐伯区海老園 1-4-48	082-922-9211	082-922-9221

- 7 家の消毒方法など、清潔にするための相談ができます。

- 8 学校に関すること

- (1) 授業料の免除や奨学金制度があります。
(2) 教科書・教材・学用品をもらうことができます。

- 9 税金

税金を少なくしたり、支払いを待ってもらえる相談ができます。

- 10 医療・保険等

介護保険、国民健康保険、国民年金、障害福祉、児童福祉について、保険料や利用者負担額を少なくしてもらえ相談ができます。

- 11 水道・下水道

水道料金・下水道料金について、少なくしてもらえ相談ができます。

- 12 その他

- (1) 被害を受けたために行う手続きに使うために必要な住民票、身分証明書、印鑑登録などの証明書を無料でわたします。ただし、コンビニエンスストアで手続きした場合は、無料になりません。
(2) 心・からだの健康についての相談ができます。